

インテグリティ相談窓口設置規程
(暴力行為・不正行為・ハラスメント等)

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利法人日本知的障がい者陸上競技連盟（以下「本連盟」という）におけるインテグリティを確保するために設置する相談窓口に関する事項を定める。

(体制・担当)

第2条 相談窓口は本連盟理事会の下に置き、その事務は本連盟副理事長（以下「相談受付担当者」という）が所掌する。

(相談内容及び利用者の範囲)

第3条 相談窓口は、倫理規程等本連盟の規程違反またはその疑いに関する相談を受け付ける。ただし、私怨・誹謗中傷・不平不満に関するものは除く。

2 相談窓口を利用できる者（以下「相談者」という）は、正会員、賛助会員、役員、事務局員、委員、登録選手、登録スタッフ会員、登録団体代表者とする。ただし、登録選手については、その親・利用する施設の代表者が代わりに相談窓口連絡することができる。

(相談の方法)

第4条 相談者は、以下の方法で相談窓口連絡をすることができる。

① 本連盟ウェブサイト上の相談概要シートを使用し、FAXを送信する方法
FAX 0475-82-0179

② 本連盟ウェブサイト上の相談フォームに入力し、メールにて送信する方法
E-mail jidaf_sodan_2020@yahoo.co.jp

2 匿名での相談は受け付けないものとする。また、E-mailアドレスまたはFAX番号の明記がない相談も同様とする。

(手続き)

第5条 相談受付担当者は、相談者に対し相談を受け付けた旨、速やかに通知する。

2 相談受付担当者は、相談者の相談内容に関し、その内容を明らかにする必要があると認める場合、釈明を求めることができる。相談者が釈明に適切に応じない場合や相談窓口からの連絡に応答しない等、相談窓口の手続きの進行に著しい支障が生じる場合には、相談受付担当者及び相談窓口はその責務を免除される。

3 相談受付担当者は、相談を受け付けてから原則として2週間以内に、相談の解決に最も適する本連盟担当委員会その他の機関に通知し、適切な対応を依頼する。ただし、当該機関が倫理委員会である場合は、相談受付担当者は会長に対し倫理委員会設置のための理事会の開催を依頼する。

- 4 前項の依頼を受けた本連盟担当委員会その他の機関は、依頼に対して協力・連携して対応するとともに、その結果を相談受付担当者に報告する。
- 5 相談受付担当者は、前項の報告を受けた後、報告内容を速やかに相談者に通知する。この通知は、第2項の依頼の時点から原則として3か月以内に行う。

(情報の保護等)

第6条 相談窓口に関与する者は、正当な理由無く、相談窓口に関して知り得た情報を開示してはならない。

- 2 本連盟は、相談者が相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談受付担当者、第5条の依頼を受けた本連盟担当委員会その他の機関の委員等は、法令及び本連盟諸規程に基づき、誠実に対応するよう努める。

(その他)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

(附則)

本規程は2020年1月28日から施行する